

障害のある方の社会参加について

1 パーキングパーミット制度について

(1) 制度の概要

- 2006 年度に佐賀県が初めて導入した**任意制度**。
- 障害のある方など歩行が困難な方に対して利用証を交付することで、**障害者等用駐車区画利用対象者の明確化と駐車区画の適正利用を図る**ことを目的としたもの。
- 制度を導入している自治体間で相互利用協定を締結することで、**居住地域以外の障害者等用駐車区画を利用することが可能**。

(2) 本県におけるこれまでの検討状況

- 制度導入に関する調査を実施（調査の概要は参考資料を参照）

実施期間	2008 年度～2013 年度
調査対象	障害者団体、ショッピングモール、市町村、一般県民及び障害当事者
調査内容	制度の導入への考え・協力の可否、制度導入による問題点、利用対象とすべき範囲 等
調査結果	民間の駐車協力施設の確保が困難なことや、法的拘束力がなく実効性に懸念がある、モラルの問題であり意識啓発を行っていくべきなどの課題がみられた。

<制度のメリット・デメリット>

メリット	デメリット
・利用対象者の明確化 ・障害者等用駐車区画の不適正利用が一定程度減少	・利用証の不適正利用 ・法的拘束力（強制力）がない ・仕組みの創設・運用に要するコスト ・都市部における駐車スペースの確保が困難

- 調査結果及び制度のメリット・デメリットを踏まえ、導入については引き続き検討していくこととした。
- 2023 年 3 月から、**障害者等用駐車区画の適正利用の推進を図るための普及啓発（啓発用ポスター・ウェブページの作成等）を実施**。

(3) 他府県の導入状況

導 入：44 府県（全ての府県の自治体で相互利用可能）

未導入：北海道、東京都、**愛知県**

- 大半の府県で制度が導入されている現状を踏まえ、主要府県等の状況を調査
 調 査 期 間：令和 6 年 1 2 月から令和 7 年 2 月
 調査対象府県：埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、福岡県、佐賀県
 主な調査内容：制度の現状、問題点

(4) 本県における制度実施素案

- 対象者
 障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等歩行が困難と認められる者
- 申請方法
 原則郵送
 （交付に伴う利用証発送費は申請者負担とする。）
- 利用証有効期限
 原則無期限
 （妊産婦やけが人等の方に対しては、有効期限付利用証を交付する。）
- 関連措置
 対象駐車区画の公表